

第 4 次吹田市地域福祉計画骨子案・計画案 対照表

骨子案（資料27（令和元年度末時点））			計画案（資料40（令和3年4月21日時点））		
			<b>【表1】 主な地域福祉活動及び取組概要</b>		
主な <u>地域福祉</u> <u>の取組</u>	<u>取組の概要</u>	<u>担当所管など</u>	主な <u>地域福祉</u> <u>活動</u>	<u>取組概要</u>	<u>(削除)</u>
自治会活動	一定の区域内に住む人々が、より良い環境・充実した生活が営まれるようお互いに協力し合い、運営している任意の自治組織です。活動内容や活動形態は自治会によって異なりますが、夏祭りや市民体育祭などの親睦活動、防災・防犯などの安心安全活動、地区清掃などの環境整備活動など、各地域において様々な活動が行われています。	<u>市役所 市民自治推進室</u> <u>電話(06)6384-1327</u> <u>(自治会)</u> <u>(06)6384-1326</u> <u>(市民公益活動)</u> <u>ファックス(06)6385-8300</u>	自治会活動	一定の区域内に住む人々が、より良い環境・充実した生活が営まれるようお互いに協力し合い、運営している任意の自治組織です。活動内容や活動形態は自治会によって異なりますが、夏祭りや市民体育祭などの親睦活動、防災・防犯などの安心安全活動、地区清掃などの環境整備活動など、各地域において様々な活動が行われています。	<u>(削除)</u>
地区福祉委員	地域住民によって組織され、おおむね小学校区ごと（市内33）に地区福祉委員会があります。ふれあい昼食会や子育てサロンなどを中心に、地域住民同士のつながり・助け合いの関係づくりを進めるために活動しています。	<u>社会福祉法人吹田市</u> <u>社会福祉協議会</u> <u>電話(06)6339-1205</u> <u>ファックス(06)6339-1202</u>	地区福祉委員会活動	地域住民によって組織され、おおむね小学校区ごと（市内 33）に地区福祉委員会があります。 <u>地域での声かけ・見守り活動</u> 、ふれあい昼食会や子育てサロンなどを中心に、地域住民同士のつながり・助け合いの関係づくりを進めるために活動しています。	<u>(削除)</u>
民生委員・児童委員	自らも地域住民の一員として、日頃から <u>高齢者</u> の見守り活動、福祉や子育てなどに関する相談支援を行うボランティアです。地域住民の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しています。	<u>市役所 福祉総務課</u> <u>電話(06)6384-1815</u> <u>ファックス(06)6368-7348</u>	民生委員・児童委員活動	自らも地域住民の一員として、日頃から <u>地域での声かけ・見守り活動</u> 、福祉や子育てなどに関する相談支援を行うボランティアです。地域住民の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しています。	<u>(削除)</u>

第4次吹田市地域福祉計画骨子案・計画案 対照表

骨子案（資料27（令和元年度末時点））			計画案（資料40（令和3年4月21日時点））		
主な <u>地域福祉</u> <u>の取組</u>	<u>取組の概要</u>	<u>担当所管など</u>	主な <u>地域福祉</u> <u>活動</u>	<u>取組概要</u>	<u>（削除）</u>
更生保護活動	犯罪や非行をした人の立ち直りを社会の中で見守り、地域の中で支えていく取組です。保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会をはじめ、様々な地域のボランティアが協力して、更生保護に関する取組を行っています。	<u>市役所 福祉総務課</u> <u>電話(06)6384-1815</u> <u>ファックス(06)6368-7348</u>	更生保護活動	犯罪や非行をした人の立ち直りを社会の中で見守り、地域の中で支えていく取組です。保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会をはじめ、様々な地域のボランティアが協力して、更生保護に関する取組を行っています。	<u>（削除）</u>
認知症サポーター <u>養成講座</u>	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を地域で温かく見守る「 <u>認知症サポーター</u> 」になるための講座です。 <u>講座を受講した認知症サポーターは、声かけや見守りといった簡単な日常生活の手助けなどを行っています。</u>	<u>市役所 高齢福祉室</u> <u>電話(06)6384-1375</u> <u>ファックス(06)6368-7348</u>	認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を地域で温かく見守る <u>サポーターのことで、声かけや見守りといった簡単な日常生活の手助けなどを行っています。</u> <u>認知症サポーターになるためには「認知症サポーター養成講座」を受講する必要があります。</u>	<u>（削除）</u>
(追加)	(追加)		各種ボランティア活動	本市では多数の団体が多種多様な活動を行っています。誰でも自分のできる範囲内でボランティア活動に参加できるよう、ボランティアセンターや市立市民公益活動センター（ラコルタ）で、ボランティア活動に関する情報提供や活動を円滑に行うためのサポートを行っています。	

第4次吹田市地域福祉計画骨子案・計画案 対照表

骨子案（資料27（令和元年度末時点））			計画案（資料40（令和3年4月21日時点））		
			<b>【表2】主な相談機関及び取組概要</b>		
主な <u>地域福祉</u> の取組	取組の概要	担当所管など	主な <u>相談機関</u>	取組概要	(削除)
<u>コミュニティソーシャルワーカー(CSW)</u>	<u>地域に密着した生活・福祉の相談員として、市内に13名が配置されています。地域住民の暮らしの悩み事や困り事の相談を受け、行政や関係機関などと連携して支援を行うなど、地域と行政とのつなぎ役として活動しています。</u>	<u>社会福祉法人吹田市社会福祉協議会</u> 電話(06)6339-1205 ファックス(06)6339-1202	<u>吹田市社会福祉協議会</u>	<u>「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、社会福祉法に位置付けられている民間の自主組織です。地域の方々や福祉関係機関、ボランティア団体、当事者組織などで構成され、「誰もが安心して暮らせるまち」を目指して、行政や様々な団体などと連携しながら活動しています。また、地域に密着した生活・福祉の相談員として13名のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が配置され、地域と行政のつなぎ役として活動しています。</u>	(削除)
生活困窮者自立支援	生活保護に至る前の段階の様々な事情で生活や仕事などに困っている方（生活困窮者）に対して、 <u>自立相談支援を実施しています。</u> <u>生活困窮者自立支援センターにおいて、相談支援員が課題を整理し、必要な情報の提供・つなぎ・支援を行っています。</u>	<u>市役所 生活福祉室</u> (生活困窮者自立支援センター) 電話(06)6384-1350	生活困窮者自立支援センター	生活保護に至る前の段階で様々な事情で生活や仕事などに困っている方（生活困窮者）に対して、 <u>関係機関と連携しながら、就労や安定した住居の確保等に</u> 必要な情報の提供・つなぎ・支援を行っています。	(削除)

第4次吹田市地域福祉計画骨子案・計画案 対照表

骨子案（資料27（令和元年度末時点））			計画案（資料40（令和3年4月21日時点））		
主な <u>地域福祉</u> <u>の取組</u>	<u>取組の概要</u>	<u>担当所管など</u>	主な <u>相談機関</u>	<u>取組概要</u>	<u>（削除）</u>
地域包括支援センター	高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、 <u>介護や高齢者福祉の相談業務を実施しています。高齢者の成年後見制度、介護予防事業、在宅福祉サービス、介護保険の申請の手続き、介護相談など、様々な相談に応じています。</u>	<u>市役所 高齢福祉室</u> <u>電話(06)6384-1375</u> <u>ファクス(06)6368-7348</u>	地域包括支援センター	高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、 <u>介護・健康・生活、在宅療養、認知症、権利擁護に関する相談業務を実施するとともに、暮らしやすい地域づくりに向けて、関係機関とのネットワークづくりに取り組んでいます。</u>	<u>（削除）</u>
障がい者相談支援センター	<u>地域での身近な相談窓口として、市内6ブロックに設置されています。</u> 障がいのある方などからの電話、来所などによる各種福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援の連絡調整、権利擁護の援助などを行っています。	<u>市役所 障がい福祉室</u> <u>電話(06)6384-1348</u> <u>ファクス(06)6368-7348</u>	障がい者相談支援センター	障がいのある方などからの電話、来所などによる各種福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援の連絡調整、障がい者の権利擁護などを行っています。	<u>（削除）</u>
(追加)	(追加)		地域子育て支援センター	公立保育園と市の委託を受けた認定こども園・私立保育所やのびのび子育てプラザが、これまで蓄積されてきた子供のあそび・生活・健康に関する経験やノウハウを生かして、地域の保護者や子供たちの支援を行っています。	

※巻末資料（●～●ページ）に、相談支援機関等一覧を掲載しています。

【参考】第4次吹田市地域福祉計画骨子案・計画案 対照表（主な地域福祉の取組のうち削除したもの及びその理由）

骨子案（資料27（令和元年度末時点））			計画案（資料40（令和3年4月21日時点））
主な地域福祉の取組	取組の概要	担当所管など	削除した理由
市立市民公益活動センター（ラコルタ）	市民公益活動を応援する拠点として開設され、団体の相互交流や情報提供を行うとともに、相談など、市民公益活動をより円滑に行うためのサポートをしています。	市民公益活動センター（ラコルタ） 電話(06)6155-3167 ファックス(06)6833-9851	市民公益活動センター（ラコルタ）や吹田市社会福祉協議会ボランティアセンターについては、追加した各種ボランティア活動の項目で、ボランティアをサポートする機関として記載したため。
ボランティアセンター（市立総合福祉会館内）	誰もが気軽に立ち寄れるボランティア活動の拠点として開設され、自分のできる範囲で参加できるよう各種ボランティア講座の開催、グループ活動の紹介やボランティア活動に関する情報提供を行っています。	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 電話(06)6339-1205 ファックス(06)6339-1202	
子育て支援コンシェルジュ	子育てに関する相談に応じる専門職員をのびのび子育てプラザ内に配置しています。  子育て家庭の様々なニーズに合わせて、教育・保育施設や子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう支援するとともに、子育てや子供の育ちに関することなどの相談に応じています。	のびのび子育てプラザ 電話(06)6875-0665 （相談専用電話） ファックス(06)6816-8588	子育て支援コンシェルジュは、のびのび子育てプラザ内に配置されている専門職員であることから、【表1】【表2】の分類には適さないと考えられるため。この代わりに、子育て分野の相談機関として地域子育て支援センターを記載。

【参考】第4次吹田市地域福祉計画骨子案・計画案 対照表（主な地域福祉の取組のうち削除したもの及びその理由）

骨子案（資料27（令和元年度末時点））			計画案（資料40（令和3年4月21日時点））
主な地域福祉の取組	取組の概要	担当所管など	削除した理由
成年後見制度利用支援	認知症、知的障がいや精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の権利や財産を守る成年後見制度の利用などに関する支援を行っています。成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、権利を守る援助者を選ぶことで、本人の生活を法律的に支援することができます仕組みです。	市役所 高齢福祉室 電話(06)6384-1360 ファックス(06)6368-7348  市役所 障がい福祉室 電話(06)6384-1346 ファックス(06)6368-7348	成年後見制度利用支援は取組の名称であることから、【表1】【表2】の分類には適さないと考えられるため。また、地域包括支援センター及び障がい者相談支援センターで権利擁護の取組を行っている旨を記載しているため。